

法人・個人事業者向けインターネット・バンキングにおける被害の補償について

1. 補償内容

インターネット・バンキングを利用しているお客様が不正送金被害に遭った場合、

1 契約者あたり年間 1, 000 万円を限度に被害額を補償します。

(年間とは、毎年 6 月 1 日午後 4 時から翌年 6 月 1 日午後 4 時までの期間とします)

2. 補償の対象外又は減額となる主な事項

①当組合が推奨するセキュリティ対策を実施していない場合

ア. インターネット・バンキングで使用するパソコンの基本ソフト (Windows 等の OS、Internet Explorer 等のウェブブラウザ) が最新の状態に更新されていない場合

イ. パソコンにセキュリティ対策ソフトを導入していない場合、またウイルス定義情報等が最新の状態に更新されていない場合

②本人確認情報であるログイン ID、各種パスワード、暗証番号等が適切に管理されていない場合

③被害に遭った日から 30 日以内に当組合に連絡していない場合

④警察に被害届を提出しない場合や、警察による捜査及び当組合による被害調査に協力頂けない場合

⑤故意又は重過失もしくは他人に強要されたことにより生じた損害の場合

⑥お客様の社内外関係者が加担したことにより生じた損害の場合

⑦戦争、地震による著しい秩序の混乱に乗じてなされた不正使用により生じた損害の場合等

『重過失』とは以下の事項が該当します。

①お客様が、正当な理由なく、他人に ID・パスワード・暗証番号を回答し、あるいは、安易にワンタイムパスワードアプリを格納した携帯電話もしくはスマートフォン等を渡した場合。

②お客様が端末を盗難・紛失した場合において、ID・パスワード・暗証番号を端末に保存していた場合など、ID・パスワード・暗証番号を他人に容易に奪われる状態に置いた場合。

③当組合が注意喚起しているにもかかわらず、メール型のフィッシングに騙されるなど、不用意に ID・パスワード・暗証番号を入力した場合。

インターネットバンキングによる不正な払い戻し被害に対する補償について

(補償対象)

1. 個人のお客様

(補償要件)

1. お客様がインターネットバンキングによる預金等の不正な払い戻し被害に気付かれた後、当組合にすみやかにご通知いただいていること
2. 当組合の調査に対し、お客様から十分な説明をいただいていること
3. お客様が警察署に被害事実等の事情説明を行い、その捜査に協力されていること

(補償基準)

1. お客様に「重大な過失」または「過失」がなかった場合
原則として被害額の全額を補償させていただきます
2. お客様に「過失」があった場合
お客様の被害に遭われた状況等を踏まえ、当組合において個別に補償判断をさせていただきます
3. お客様に「故意」または「重大な過失」があった場合
不正な払い戻しが行われたことについて当組合が善意かつ無過失であり、かつ、次のいずれかに該当する場合、被害額は補償いたしません。
 - ①不正な払い戻しがお客様の重大な過失により行われた場合
 - ②お客様の配偶者、二親等内の親族、同居の親族、その他の同居人、または、家事使用人によって行われた場合
 - ③お客様が被害状況について当組合に対する説明において、重要な事項について偽りの説明を行った場合

(その他)

1. 当組合へのご通知が被害発生日の30日後までに行われなかった場合、戦争・暴動等の社会秩序の混乱に乗じてなされた場合の被害額は補償いたしません